

虐待やDVは、重大な人権侵害であり、あってはならないことですが、市内でも毎年発生しているのが現実です。虐待やDVには、被害者を身体的に傷つけるだけでなく、精神的・経済的など、あらゆる形の暴力が含まれます。ここでは、市内の虐待の実態と虐待の種類について紹介します。

決して他人事ではありません 市内の虐待の実態

高齢者虐待	障がい者虐待	児童虐待
市への新規相談・通報・届け出件数	市への新規相談・通報・届け出件数	市に通報があった新規虐待世帯数
令和元年度 74 件	令和元年度 22 件	令和元年度 34 件
令和2年度 70 件	令和2年度 24 件	令和2年度 22 件
令和3年度 61 件	令和3年度 27 件	令和3年度 36 件

こんな行為が虐待です 虐待の種類

身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。正当な理由なく、身動きがとれない状態にすること。 ● たたく ● 殴る ● 蹴る ● つねる ● 縛り付ける ● 閉じ込める など
放棄・放任 (ネグレクト)	入浴・排せつ・食事などの世話や介助をほとんどせず、不潔にさせるなどして、心身を衰弱させること。 ● 食事を与えない ● 不潔な住環境で生活させる ● 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など
心理的虐待	侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。 ● 怒鳴る ● 無視する ● 悪口を言う ● 子どもの前で夫婦げんかをする など
性的虐待	無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。 ● 性交 ● 性器への接触 ● 裸にする ● キスをする ● わいせつな話をする など
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。 ● 年金を渡さない ● 勝手に財産や預貯金を使う ● 日常生活に必要なお金を与えない など

虐待される怖さも、 虐待する苦しさもないまちへ 今、私たちにできること



「虐待」や「DV(ドメスティック・バイオレンス)」という言葉を知って、あなたは何を思い浮かべますか。ニュースでもよく聞く言葉ですが、大げがをさせたり、命を奪ったりするような暴力だけが、虐待やDVではありません。最近では、メディアでも度々取り上げられているので、虐待やDVに対する認知度は上がっています。しかし一方で、どこかテレビの中の話で、自分には関係のない遠いところでの出来事だと思っていないでしょうか。

11月は児童虐待防止推進月間であり、11月12日(土)～25日(金)は女性に対する暴力をなくす運動期間です。今回の特集では、実は身近な場所でも発生している虐待やDVについて考えます。

ふれ愛サポートセンター ☎(45)5447



Interview

市には、高齢者や障がい者、子どもなどに関するさまざまな悩みを抱えている方のための、相談窓口があります。ここでは、日頃から相談業務に携わる相談員が、どのような思いで皆さんの相談に向き合っているかを聞きました。

Consultant



高齢者相談支援センター
管理者 萱野 佐知子さん

高齢者が笑顔で安心できる暮らしを守ります

高齢者相談支援センターは、高齢者の介護や福祉の相談窓口として、平成18年に全国の市町村に設置されました。市では市民の利便性を考え、市内2カ所にセンターを設置し、年間で約1万件の相談に対応しています。昔のように大家族で介護していた時代とは違い、高齢者のみの世帯が増えているので、家族関係が希薄になり、老後や介護の不安を抱えている人が多くなっています。私たちは、高齢者の皆さんが不安なく、今の生活ができるよう支援することを心掛けています。

高齢者を介護するというのは、負担がかかります。その負担から虐待に発展してしまうこともあります。一人で抱え込まず、デイサービスなどを利用して、リフレッシュの時間を作ることが大切です。介護保険は、社会全体で介護を支える仕組みなのでうまく利用して、困ったときは高齢者相談支援センターに相談してください。

Consultant



障がい者相談支援センター
管理者 竹内 美喜さん

本人の意向や希望に寄り添いながら支援します

市内には、障がい児・者に関する相談支援事業所が5カ所あり、それぞれ特徴を持ちながら連携して業務を行っています。障がい者相談支援センターでは、年間で約1万4000件の相談に対応しています。相談員が相談業務をする上で大切にしていることは、本人の意向や思いをしっかり伺うこと、本人と一緒に考えながら、今後の方針について決めていくことです。必要なときには、本人を中心として家族、事業所などの関係機関と一緒に話し合い、今後の生活について考えることもあります。

虐待かどうかに関わらず、もし嫌な思い、つらい思いを家庭や利用している事業所、職場との間でしていたら、ためらわず相談してください。また、介護などをしている方は、しんどくなることもあるかと思うので、しんどい思いをため込まず周囲にSOSを発信してください。そのSOS先の一つとして、障がい者相談支援センターも利用してください。

Consultant



家庭児童相談員
杉浦 香さん

育児の喜びを経験できるような支援を心掛けています

相談者の多くは、生活困窮・DV・養育能力などのさまざまな問題を抱えています。中には、幼少期に虐待を受けていた相談者もいます。結婚して子どもを出産しても相談相手が少なく、親から受けた育児方法・SNSで見た情報に頼った育児しか知らず、育児に自信がない相談者が多くいます。

相談員として、本人のつらさを理解し、本人に合った育児の方法を提案して、育児の喜びを経験させてあげられるような支援を心掛けています。

子どもは思い通りにならないものなので、毎日接していれば心の余裕がなくなるのは当然です。一人で抱え込まないで、悩みや不安を話してください。みんなで一緒に考え、みんなで一緒に子育てをしましょう。



Solution

虐待やDVの要因となる「ストレス」。そのストレスをうまく取り除くことが、虐待やDVの未然防止につながります。ここでは、ストレスのシチュエーションごとの対処法を紹介します。

Situation

認知症は病気であることを頭では分かっているが、家族のおじいちゃん・おばあちゃんから繰り返し同じ訴えがあると、どうしてもイライラして、思わず衝動的に怒りそうになります。



怒りを鎮める 6秒ルール

衝動的な怒りは、時として暴力や暴言につながります。そんなときには、「怒りに反射しない」ことが大事です。怒りのピークは、6秒間だと言われています。そのため、自分の中で怒りを感じたら、6秒待つ怒りを鎮めるようにしましょう。さらに、自分の心を落ち着かせる言葉も大事です。6秒数えるときに、同時に「大丈夫、大丈夫…」など、心が落ち着く言葉を繰り返すことも衝動的な怒りを鎮める手助けになります。

Situation

もうすぐ家にお客さんが来る。もちろん「家をきれいにしてお出迎えのべき」なので、朝から掃除をして、やっと自分が納得できるまできれいにしたのに目を離した隙に、子どもが掃除を終えたばかりの部屋を散らかしてぐちゃぐちゃに…。

「まあ、いいか」は、魔法の言葉 「～するべき」は、あなたの物差し

「お客さんは、家をきれいにしてお出迎えのべき」と思っていたあなたには、怒りが生まれます。これは、自分の価値観が破られたためです。「こうあるべき」という価値観は、時に自分を苦しめます。そんなときは、魔法の言葉「まあ、いいか」。部屋を汚されてしまったけど、お客さんをこの部屋に通さずに目隠ししておけば「まあ、いいか」と思うことができれば、気持ちが楽になり、怒りも収まります。自分を客観的に見ることも大事です。自分の中の「こうあるべき」を日頃から分析しておくことも、未然にイライラする状況を避けるのに役立ちます。

Situation

世の中には、どうしようもないことがたくさんあります。例えば、子育てや介護で疲れている中、気分転換に出かけようと思ったら急に土砂降り…。



割り切りも大事

イライラするかもしれませんが、あなたが怒ったところで天気は変わりません。このように、どうしようもないことにイライラすると不要なストレスがたまり、衝動的な怒りにつながりかねません。そんなときも魔法の言葉「まあ、いいか」。自分ではどうにもできないことは、「まあ、いいか」と割り切って考えましょう。

Consultation

少しでも気になることがありましたら、迷わずすぐに相談してください。ちょっとしたことで、不安や悩みを打ち明けることで気持ちが楽になります。

あなたの周りで虐待かと思うようなことがありましたら、一度ご連絡ください。通報することは虐待している人を告発することではなく、その家庭への支援の第一歩となります。相談先から通報元が相手方に明かされることはありません。匿名でも受付可能です。あなたの電話で救われる人がいます。ご協力をお願いします。

高齢者虐待・障がい者虐待

高齢者・障がい者虐待防止センター ☎(45)5447 FAX(45)5440



児童虐待

家庭児童相談室 ☎(46)2143 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 (24時間) いちはやく

DV

ミューいしがせ女性の悩みごと相談 ☎(44)9117
✉misigase_sodan@ma.medias.ne.jp

全国対応DV相談プラス ☎0120(279)889 (24時間) つなぐ はやく
県男性DV被害者ホットライン ☎080(1555)3055 (土曜日 13:00~16:00)

虐待される怖さも、虐待する苦しさもないまちをみんなで目指しましょう

ふれ愛サポートセンターは、高齢者・障がい者虐待防止センター、高齢者相談支援センター、障がい者相談支援センター、レインボーハウスという4つの機関を集約した複合施設です。日頃の相談業務の中で、高齢者相談支援センターや障がい者相談支援センターが、高齢者や障がい者に対する虐待を発見した場合、高齢者・障がい者虐待防止センターと連携して対応します。

虐待対応の場合は、養護者支援という言葉があるように、虐待をされている人だけでなく、虐待をしている人に対する支援も重要です。もちろん、虐待は重大な人権侵害であり、あってはならないことです。しかしながら、虐待をしてしまう人も、したくてしている人はほとんどおらず、虐待をしてしまう状況に追い詰められていることがあり、その行為の裏には、日頃の生活の中に虐待をしてしまう要因が潜んでいるのです。虐待が発生した要因を分析し、その要因を取り除く支援をすることによって、虐待をされている人も虐待をしてしまう人も、この悲しい「虐待」から解放されるよう、我々は日々業務に取り組んでいます。虐待される怖さも、虐待する苦しさもないまちをみんなで目指すため、「虐待かな?」「DVかな?」と思ったら、迷わず相談先に連絡してください。

ふれ愛サポートセンター館長 大河内 憲



Domestic Violence

内閣府の調査によると、約4人に1人が経験したことがあると言われるDV。ここでは、市内のDVの実態やDVチェックリストについて紹介します。

DVってなに？

DVとは、配偶者や恋人から振られる暴力のことです。暴力は、「たたく」「髪を引っ張る」などの身体的なもの以外に、「大声で怒鳴る」「人前でばかにする」などの精神的なもの、「生活費を渡さない」「仕事を制限する」などの経済的なもの、「実家や友人との付き合いを制限する」などの行動を制限するもの、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的なものもあります。被害を受ける方のほとんどが女性ですが、男性が被害を受けることもあります。

若年層の間では、カップルの間で起こるデートDVも問題となっています。束縛は、愛情ではありません。お互いを尊重する関係性が大切です。



市内でのDV相談の実態 (のべ相談件数)

DV相談		女性の悩み事相談に占めるDV相談の割合
令和元年度	326件	41.3%
令和2年度	297件	42.7%
令和3年度	405件	34.3%

思い当たることはありませんか？ DVチェックリスト

- ☐ 思い通りにならないと殴ったり、蹴ったり、髪を引っ張ったりする
- ☐ 機嫌が悪くなると物に当たる
- ☐ 交友関係や外で働くことを制限する
- ☐ 生活費を渡さない
- ☐ 無断で携帯電話をチェックする
- ☐ 大声で怒鳴る、無視する
- ☐ キスや性行為を強要する、避妊に協力しない
- ☐ 子どもに自分を非難するようなことを言わせる
- ☐ 大切にしている物を壊したり、捨てたりする
- ☐ 別れようとする「死んでやる」などと脅す
- ☐ 人前でばかにしたり、命令するような口調で物を言ったりする



※このリストの項目以外にも、DVやデートDVに当てはまる行為があります。

\ DVシンポジウム /



誰もが安心して暮らせる暴力のない社会のために、DVや被害者支援について一緒に考えてみませんか。



- ▶ 日時 11/23(水) 10:00~12:00
- ▶ テーマ 性暴力ゼロを目指して
すべての人が幸せに過ごせる社会のために
- ▶ 場所 ミューいしがせ
- ▶ 料金 無料
- ▶ 定員 100人(先着順)
- ▶ 申込 11/2(水)から電話・FAX・メールまたは直接申込先へ。
- ▶ 講師 NPO法人しあわせなみだ理事長 中野宏美さん

問・申込先/ミューいしがせ ☎(48)0588 FAX(44)9144 ✉misigase@ma.medias.ne.jp